

〔論 文〕

わが国における連結会計基準の変遷と特徴

菊谷 正人（法政大学大学院教授）／吉田 智也（埼玉大学大学院准教授）

I 開 題

わが国では、昭和39年（1964年）秋から昭和40年（1965年）春にかけて、親会社の子会社に対する「押し込み販売」等によって、大規模な利益操作が行われ、子会社も連鎖的に倒産していた。粉飾決算史上、有名な事件として昭和39年12月にサンウェーブ工業、昭和40年3月に山陽特殊製鋼が、長期にわたり子会社を利用した巨額の粉飾決算により、続発的に倒産した⁽¹⁾。

大蔵省（現在、金融庁）の諮問機関である「企業会計審議会」の太田哲三会長は、昭和40年3月に監査基準等の改善とともに連結財務諸表制度導入の検討を田中角栄大蔵大臣から諮問された。この諮問に対して、昭和42年（1967年）5月19日に「連結財務諸表に関する意見書」が答申され、これには「連結財務諸表の必要性」、「連結財務諸表制度に関する環境の整備」とともに「連結財務諸表に関する諸基準」も提示されていたが、連結会計制度に関する啓蒙文書的な性格のものであった（小宮山〔2016〕32～33頁）。

この意見書に対して、経済界は、連結財務諸表制度の意義を認めながらも、企業の集団化が欧米ほど進んでいないこと、連結会計の慣行もないことを理由に制度創設は時期尚早であり、連結会計慣行の育成・環境整備のための期間が必要であるとの態度を取っていた（阿部〔2015〕21頁）。このように経済団体から強い反論が表明され、連結財務諸表の制度化は見送られた。

昭和23年（1948年）4月13日に国民経済の

適切な運営・投資者保護に資するための健全な証券市場の確立を立法趣旨として公布された「証券取引法」が昭和46年（1971年）3月3日に改正され、有価証券報告書に「重要な子会社の個別財務諸表」を添付する制度が創設された。これに伴い、企業会計審議会は、昭和46年6月22日に連結財務諸表の制度化について諮問され、昭和50年（1975年）6月24日に「連結財務諸表の制度化に関する意見書」（以下、「制度化意見書」という）を公表した。この「制度化意見書」によって、「連結財務諸表原則」（以下、「昭和50年連結原則」という）が作成・公表され、昭和52年（1977年）4月1日以後に開始する事業年度から適用されている（「制度化意見書」一・3、二）。

稲垣（〔1999〕47頁）によれば、「昭和50年連結原則」はIAS3の公開草案をモデルにして作成されている。「昭和50年連結原則」（第三・一・2）では、IAS3（para.4）と同様に、連結範囲の判定基準として「持株基準」が採用されている。なお、基本的に「親会社説」に基づいているので、「少数株主持分」は負債の部に表示される（「昭和50年連結原則」六・1）。

昭和52年4月1日以後開始する事業年度から導入された連結財務諸表制度は、その後、連結財務諸表の提出期限の特例（事業年度終了後4ヵ月）の廃止、有価証券報告書の添付書類であった連結財務諸表の有価証券報告書本体への組入れ、セグメント情報の開示の導入および監査対象化、関連当事者との取引や連結ベースの研究開発活動等の開示項目の充実、小規模子会社の範囲に関する10%ルール⁽²⁾の撤廃に伴う連

結範囲の拡大等により、随時、充実・見直しが行われてきた（「制度見直し意見書」前文一）。

この間、子会社等を通じての経済活動の拡大化および海外における資金調達活動の活発化など、わが国企業の多角化・国際化の進展、わが国証券市場への海外投資家の参入の増加等の環境の著しい変化に伴い、企業の側においては連結経営を重視する傾向が強まるとともに、投資者の側からは企業集団のリスク・リターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まっていた。このような状況を反映して、わが国の連結情報に係るディスクロージャーの現状については、多くの問題点が指摘されてきた（「制度見直し意見書」前文二）。

たとえば、「昭和50年連結原則」では、連結範囲について「持株基準」が採用されていることのほか、税効果会計が任意適用であること、親子会社間の会計処理の統一に関するルールが明確でないこと、資本連結の手続が明確に規定されていないこと等が問題視されていた（「制度見直し意見書」第二部・一）。このような状況に鑑み、企業会計審議会は、平成9年（1997年）6月6日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（「制度見直し意見書」と略している）を公表し、「昭和50年連結原則」を全面的に改訂した。平成9年に改訂された「連結財務諸表原則」（以下、「平成9年連結原則」という）は、基本的には平成11年（1999年）4月1日以後開始する事業年度から実施されている。

「昭和50年連結原則」では、子会社の範囲決定基準として「持株基準」が採用されていたが、国際的には「支配力基準」が広く採用されていることから、「平成9年連結原則」（第三・2）は「支配力基準」に変更した。一部の会計処理に「経済的単一体説」による会計処理（たとえば、「支配力基準」）が導入され、「親会社説」による従来の会計処理も混在している。

「企業会計審議会」に代えて、会計基準の開発・審議等を行う常設の民間組織として平成13年（2001年）7月26日に設立された「企業会計基準委員会」（Accounting Standards Board of Japan、以下、ASBJという）は、企業会計基準

第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日公表）、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（平成17年12月27日公表）を公表していたため、この結果、「平成9年連結原則」については多くの読替えが必要となっていた。このような技術的な要請に加え、国際的な動向や「東京合意」に鑑み、「平成9年連結原則」を差し替える形で企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下、「基準22号」または「2008年基準」という）が平成20年（2008年）12月26日にASBJから公表された。

「平成9年連結原則」では、時価により評価する子会社の資産・負債の範囲を親会社の持分に相当する部分に限定する「部分時価評価法」および子会社の資産・負債のすべてを時価で評価する「全面時価評価法」による処理が認められていたが、「2008年基準」（20項）では、「全面時価評価法」のみが強制適用されることになった。

さらに、「2008年基準」は平成25年（2013年）9月13日に抜本的に修正され、子会社株式の追加取得および一部売却、子会社の時価発行増資に伴う持分変動差額（支配獲得後における持分変動差額）は資本剰余金として処理されることになり、「少数株主持分」は「非支配株主持分」に改称されている。支配獲得後の持分変動を「資本取引」とみなす会計処理は、「経済的単一体説」に基づく会計処理であり、平成25年に改正された「基準22号」（以下、「2013年基準」という）は大幅に「経済的単一体説」に近づいたことになる。

このように、わが国における連結会計基準の内容は、「連結基礎概念」に基づく会計処理に従って変遷している。ちなみに、連結財務諸表の作成が誰の立場・何の目的で行われるのかという課題に理論的基礎を与える「連結基礎概念」（「連結主体論」ともいう）として、（イ）親会社株主概念（proprietary concept）、（ロ）親会社概念（parent company concept）、（ハ）親会社拡張概念（parent company extension concept）および（ニ）経済的単一体概念（economic unit concept）が提案・主張されてきた。

表1 連結基礎概念と理論的な会計処理

連結基礎概念		親会社株主概念	親会社概念	親会社拡張概念	経済的単一体概念
会計処理事項					
連結範囲の決定基準		比例連結基準	持株基準	持株基準	支配力基準
非支配株主持分の表示区分		(表示区分なし)	負債	負債と資本の中間項目	資本
資本連結の方法		部分原価評価法	部分時価評価法	全面時価評価法	全面時価評価法
未実現損益の消去法	ダウン・ストリーム	親会社持分相当額消去方式	親会社持分相当額消去方式	全額消去・親会社負担方式	全額消去・親会社負担方式
	アップ・ストリーム	親会社持分相当額消去方式	親会社持分相当額消去方式	全額消去・持分比率負担方式	全額消去・持分比率負担方式
のれんの性格		買入のれん	買入のれん	買入のれん	全部のれん
支配獲得後の持分変動		損益取引	損益取引	損益取引	資本取引

「親会社株主概念」（一般には「資本主概念」と呼ばれている）は、親会社の株主の観点から子会社に対する投資部分（子会社の資産・負債に対する親会社の持分相当額）だけを比例的に部分連結して連結財務諸表を作成する「比例連結概念」（proportionate consolidation concept）である。「親会社概念」も、親会社株主の持分を強調する連結基礎概念であるが、子会社の資産・負債は一体となっており、これらを親会社持分相当額と少数株主持分相当額に分離することができないので、比例連結に代えて全部連結を行い、子会社の純資産に対する親会社持分と少数株主持分（minority interest）をともに連結財務諸表に表示する連結基礎概念である。「親会社拡張概念」も、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置付け、連結財務諸表における純資産を親会社に帰属させるが、親会社が子会社を支配した結果、子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視する考え方により、子会社の資産・負債のすべてを時価により評価する「全面時価評価法」が採用され、少数株主持分も時価で測定され、資本と負債の中間項目として表示される。「経済的単一体概念」とは、親会社・子会社の連結会社全体を単一経済単位とみなし、その企業集団を構成する親会社と子会社の株主の立場に立って連結財務諸表を作成する連結基礎概念である。したがって、少数株主も親会社株主と同様に企業集団への資

金拠出者として同等に扱われる。親会社概念や親会社拡張概念では「買入のれん」が計上されるに過ぎないが、経済的単一体概念の下では、親会社持分とともに少数株主持分についても認識する「全部のれん」（full goodwill）が計上される（菊谷＝吉田〔2010〕13～17頁）。

表1では、連結基礎概念に基づく会計処理について、理論的な相違点が示されている。

本稿では、わが国における連結会計基準（「昭和50年連結原則」、「平成9年連結原則」、「2008年基準」および「2013年基準」）の内容の変遷を連結基礎概念に関連付けて比較分析し、最終改訂された「2013年基準」に残された課題について理論的提言を行う。

II 「昭和50年連結原則」の特徴 一親会社概念の導入・適用一

親会社概念（「2013年基準」（51項）では「親会社説」という）は、親会社の株主の立場に立って子会社の財務諸表を連結する考え方であるが、この概念の下では「比例連結」に代えて「全部連結」が行われる。子会社の資産・負債は一体となっており、これらを親会社持分相当額と少数株主持分相当額に分離することができないので、子会社の資産・負債・収益・費用を親会社の資産・負債・収益・費用に全部連結するとともに、子会社の純資産に対する親会社持分と少数株主持分をともに連結財務諸表に表示する

ことになる。

親会社概念は、親会社株主の持分を強調する連結基礎概念であり、連結範囲の決定基準として「持株基準」、「資本連結」には時価評価する子会社の資産・負債の範囲を親会社の持分に限定する「部分時価評価法」、未実現損益の消去には親会社の持分比率に相当する金額だけを親会社に負担させる「親会社持分相当額消去方式」が採用される。少数株主は連結集団外部の第三者であり、少数株主持分は外部者持分として、子会社の純資産の帳簿価額に少数株主の持分比率を乗じて「負債の部」に表示される。

「昭和50年連結原則」(第三・一・2)は、「親会社とは、他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。」と規定しているので、持株基準を採用している。さらに、「負債の部は、流動負債、固定負債及び少数株主持分に区分して記載しなければならない。」(「昭和50年連結原則」第四・六・1)と規定され、「少数株主持分」は負債の部に表示されることになっていた。

「昭和50年連結原則」の公表当時には、資産評価には取得原価主義が適用されていたため、支配獲得時における資本連結には時価評価に関する規定化の意識は存在しない。「昭和50年連結原則」(第四・二・1)は、「親会社の子会社に対する投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定とは、その取得日を基準として、連結計算上相殺消去しなければならない。」と規定するに止まる。稲垣〔1999〕47～48頁)によれば、子会社資本について簿価によるのか公正価値によるのか特に規定はないが、実務上は簿価による資本連結が行われていた。

なお、「親会社の投資勘定と当該子会社の資本勘定に占める親会社の持分額との間に差額がある場合には、当該差額は連結調整勘定として表示する。ただし、当該差額について容易に原因分析ができる場合には、これを適当な科目に振替えるものとする。」(「昭和50年連結原則」(第四・二・2))と規定し、連結消去差額を「連結調整勘定」と呼び、差額の原因分析により適当な勘定科目に振り替えることになっていた。この場合、「昭和50年連結原則」(注解7・1)

によれば、投資勘定の消去差額について原因分析を行った結果、たとえば当該差額が「超過収益力」を原因とするものであることが明らかになったときは「営業権」として計上し、特定の資産について当該子会社の帳簿価額と異なる価額によって評価したことを原因とするものであるときは、当該資産科目に加算・減算する等の方法により処理される。投資勘定の消去差額の処理として、営業権(のれん)が計上・表示されることになる。また、特定資産について帳簿価額と異なる価額(たとえば時価)との差額は当該資産に加算・減算されることになるが、特定資産の評価に対して「全面時価評価法」によるのか「部分時価評価法」によるのかが不明瞭である。「昭和50年連結原則」は基本的に「親会社説」に基づいているので、「部分時価評価法」を前提としているものと推測される。

また、連結会社相互間で棚卸資産や固定資産を売買する場合、売却した会社(売手側)の個別財務諸表上で売却損益が計上され、購入した会社(買手側)の個別財務諸表上で売却損益が加減された価額でそれらの資産が計上される。しかし、企業集団を単一の経済組織体とみなして作成する連結財務諸表では、当該資産は企業集団外部の第三者に売却されるまで、それらの売却損益は未実現とみなされる。

「昭和50年連結原則」によれば、「連結会社相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、消去しなければならない。」(第五・三)と規定されるのみであり、未実現損益をすべて消去するのかそれとも一部を消去するのかについては特に規定がない。たとえば、棚卸資産に係る未実現損益の消去は、期末棚卸資産に含まれる未実現損益を当該棚卸資産に加減するとともに、連結上の売上原価を修正することにより行われるが、「未実現損益として消去すべき金額は、通常その資産の売買に係る総損益率に基づいて算定する。」(注解15・2)と規定されていた。

実務上、(a) 全額消去・持分比率負担方式、(b) 全額消去・親会社負担方式および(c) 親会社持分相当額消去方式(部分消去・親会社負担方

式)の3つの方法が見られたとされるが(「平成9年連結原則」68項)、「昭和50年連結原則」は基本的に「親会社説」に基づいていたので、親会社の持分比率に相当する金額だけを親会社が負担する(c)の採用が想定されていたものと推測される。

また、税金の期間配分を行う税効果会計については、わが国の会計実務では未だ慣行として成熟していなかったことから、「昭和50年連結原則」では、当面の間、任意適用とされた(「制度化意見書」三・2)。税効果の処理方法としては、収益・費用と益金・損金の期間帰属の相違に基づく「期間差異」(「期間帰属差異」ともいう)のみを対象とする「繰延法」が採用されている。

なお、「繰延法」とは、期間差異について、差異発生年度の税負担額または税軽減額を差異解消年度まで「繰延税金資産」または「繰延税金負債」として計上し、これを将来の期間に対応する企業会計上の費用・収益として償却する方法であり、期間差異が発生した期の法人税等の期間対応を主目的とする。また、繰延法では、当期の企業会計上の利益に対応しない部分を繰り延べるため、差異発生年度の税率が適用され、その後の税率変更(新税率)による再計算や新税に対する修正は行われない。

Ⅲ 「平成9年連結原則」の特徴 一親会社概念と経済的単一体概念の混在

わが国の「昭和50年連結原則」は、基本的には、企業集団における資本主を親会社株主に限定し、子会社株主(少数株主)を外務者とみなす「親会社説」に基づいていたので、連結範囲の判定基準として「持株基準」が採用されていた。

しかし、議決権の過半数を形式的に所有している会社だけを子会社として連結の範囲に含める「持株基準」では、親会社が子会社に対する持株比率を変更することによって、連結範囲を恣意的に操作することができる。たとえば、業績不振の子会社を連結対象から除外するために、当該子会社の株式を親会社が一部処分し、連結利益の操作を行う「連結外し」がわが国に

おいて横行していた。持株基準では、「連結外し」を画策すれば、実質的な子会社(たとえば、バブル経済崩壊後における不動産会社)が多額の損失を計上しても、連結財務諸表に反映されない。このような意図的な連結外しは、わが国における健全な連結会計制度の展開にとって重大な問題であった。実務上、連結外しの原因となっている持株基準の悪用を封じるためにも、「支配力基準」の導入が不可欠である。さらに、国際的動向として、法的形式優先主義(legal form)よりも経済的実質優先主義(economic substance)を重視するという観点から「支配力基準」が採用されていた(菊谷〔2002〕445～446頁)。

平成8年(1996年)11月の橋本龍太郎首相の指示により行われてきた「金融ビックバン」に呼応して、恣意的な連結外し・不良債権等の会計問題に対処するために、企業会計審議会は平成9年6月6日に「制度見直し意見書」を公表したのを皮切りに、現行会計基準の改訂および新会計基準の公表を矢継ぎ早に行っている(菊谷〔2000a〕14頁)。この「会計ビックバン」において22年ぶりに大幅に修正された連結会計に関する「制度見直し意見書」では、連結範囲の決定基準は、(a)国際的趨勢あるいは国際的調和化のために、(b)国内の実務問題(つまり連結外し)の解消のために「持株基準」から「支配力基準」に転換された(菊谷〔2002〕446頁)。

このように、「昭和50年連結原則」を抜本的に修正した「平成9年連結原則」は、子会社の判定基準として「持株基準」から「支配力基準」にコペルニクス的変更を行っている。「平成9年連結原則」(第三・一・2)は、連結の範囲について下記のように規定していた。

「親会社とは、他の会社の支配している会社をいい、子会社とは当該他の会社をいう。

他の会社を支配しているとは、他の会社の意思決定機関を支配していることをいい、次の場合には、当該意思決定機関を支配していないことが明らかに示されない限り、当該他の会社は子会社に該当するものとする。

- (1) 他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合
- (2) 他の会社の議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を有しており、かつ、当該会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合

なお、「他の会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合」とは、たとえば、次の場合をいう（「平成9年連結原則」注解5）。

- (1) 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合
- (2) 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合
- (3) 役員もしくは従業員である者またはこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続して占めている場合

ここで注意を要することは、「支配力基準」における実質的支配を認定するための前提条件となる「高い比率の議決権所有」が同時に必要とされる点にある。ただし、「平成9年連結原則」は「高い比率」について具体的な比率を明示していなかった。企業会計審議会は、平成10年10月30日に「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」を公表し、「40%以上」という基準を提示している。1995年公表の「FASB 公開草案」(para.14)で示された「おおむね40%程度」(approximately 40 percent)を参考にしたものと思われる(菊谷[1999]41頁)。

しかし、「40%以上」と「おおむね40%」では、実務適用上大きく相違する。「おおむね40%」では40%未満であっても連結可能であるが、「40%以上」では40%未満の議決権所有の会社は連結不能となる。親会社が持株比率を意図的に40%未満に切り下げることによって、連結外しあるいは連結利益の操作が可能となる。

「支配力基準」の導入といっても、「持株基準」

したがって議決権所有に対する固執が強く、「連結の範囲」が狭窄化されている。高い比率の議決権所有を連結範囲の条件に含めることは、「過半数」を単に「40%以上」に代えた「持株基準」を適用することに他ならない。規定の文言通りに解釈すれば、「実質的支配」の条件も「形式的支配」における数量的な議決権に支配されていると言わざるを得ない。したがって、持株基準に内在していた「連結外し」が、支配力基準の中で顕在化する危険性がある。すなわち、他の会社の「意思決定機関を支配している一定の事実」が認められるにしても、当該他社の議決権所有が40%未満に引き下げられると、連結から除外しなければならない。支配力基準における実質的支配を認定する前提条件となる「高い比率の議決権所有」はわが国特有の要件であるが、国際的調和化の観点からは、検討の余地が残っていた(菊谷[2000b]165～166頁)。

また、「親会社説」に基づく「昭和50年連結原則」では、少数株主持分は負債の部に表示されていたが、少数株主持分は、返済義務のある負債ではなく、連結固有の項目であることを考慮し、「平成9年連結原則」では、負債の部と資本の部の中間に独立項目として表示することとなった（「制度見直し意見書」第二部・二・2）。少数株主持分の表示については、「親会社概念」から「親会社拡張概念」に移っている⁽²⁾。

さらに、「昭和50年連結原則」では、資本連結の手続きが明確になっていないことが問題化したため、「平成9年連結原則」は資本連結の手続きを明文化した。

「平成9年連結原則」(第四・三)では、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本を相殺消去するとともに、子会社の資本(純資産)のうち親会社に帰属しない部分を「少数株主持分」に振り替える「資本連結」に際して、「部分時価評価法」(子会社の資産・負債のうち、親会社の持分に相当する部分について株式の取得日ごとに当該日の時価で評価する方法)と「全面時価評価法」(子会社の資産・負債のすべてを支配獲得日の時価で評価する方法)の選択適用が認められた。

「部分時価評価法」は、基本的には、親会社

が株式を取得した際の親会社の持分を重視する「親会社説」に基づく方法である。部分時価評価法を採用する場合には、子会社の株式の取得日ごとに段階的に投資勘定と資本勘定の相殺消去を行う「段階法」が適用されたことになる。他方、「全面時価評価法」は、基本的には、親会社が子会社を支配した結果、子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視する「経済的単一体概念」（以下、「経済的単一体説」ともいう）に基づく方法である。全面時価評価法を採用する場合には、支配獲得日を基準として一括的に投資勘定と資本勘定の相殺消去を行う「一括法」が適用されることになる。ただし、部分時価評価法を採用している場合であっても、連結計算の結果が著しく相違しない場合には、支配獲得日における時価を基準として、子会社の資産・負債のうち親会社の持分に相当する部分を一括して評価することができる（「平成9年連結原則」注解8）。

また、未実現損益の消去に関して、連結会社相互間の取引形態に関わらず、その全額を消去することとなった（「平成9年連結原則」第五・三・1）⁽³⁾。つまり、ダウン・ストリーム（親会社が子会社に販売し、親会社が利益を計上する）取引の場合には「全額消去・親会社負担方式」が適用され、アップ・ストリーム（子会社が親会社に販売し、子会社が利益を計上する）取引の場合には「全額消去・持分比率負担方式」が適用される（「平成9年連結原則」第五・三・3）。このように、未実現損益の消去についても、その具体的な会計処理は「親会社概念」から「親会社拡張概念」に移っているとみることができる。

税効果会計の適用については、「昭和50年連結原則」では任意適用とされていたが、「平成9年連結原則」では、全面的に適用することを原則とした。なお、税効果会計については平成10年10月30日に企業会計審議会から公表された「税効果会計に係る会計基準」によって、個別財務諸表においても適用されている。その場合、評価差額も含む「一時差異」が税効果会計の対象となり、その処理方法として「繰延法」に代わり「資産負債法」が適用されることになった。

「資産負債法」とは、企業会計上の資産また

は負債における将来の回収または返済等により一時差異が解消されるときに、税効果を将来の税金の前払い（資産）あるいは将来支払うべき税金（負債）として会計処理する方法であり、翌期以降に軽減されるか支払う税額を前払税金または未払税金の形で「繰延税金資産」または「繰延税金負債」として計上することを主目的としている。また、資産負債法では、税効果額は、前払税金の場合には将来軽減される年度の税率により、未払税金の場合には実際に支払いが行われる年度の税率により計算され、その後の税率変更（新税率）による再計算や新税に対する修正が行われる。

また、「昭和50年連結原則」（第三・三）では、子会社が採用する会計方針（会計処理の原則および手続き）は「できるだけ」親会社に統一しなければならなかったが、子会社の採用する会計方針で親会社および他の子会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要が注記された（「昭和50年連結原則」第七・3・(3)）。このような「できるだけ」という努力規定のもとでは、異なる会計処理を消極的に容認する余地があり、連結会計数値が利害関係者の意思決定にとって有用ではないものとなる危険性があった。

このような批判を受け、「平成9年連結原則」（第三・三）の規定では、同一の環境下で行われた同一の性質の取引等については、「原則として」会計処理を統一しなければならないこととなった。その場合、必ずしも子会社の会計方針を親会社の会計方針に合わせるだけでなく、企業集団としてより合理的な会計方針の選択という観点から、親会社の会計方針を子会社の会計方針に合致させることも考えられる。

「制度見直し意見書」（第二部・一・2）によれば、「本改訂連結原則では、従来どおり親会社説の考え方によることにしている。これは、連結財務諸表が提供する情報は主として親会社の投資者を対象とするものであると考えられるとともに、親会社説による処理方法が企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映すると考えられることによる。」と説明されているが、「平成9年連結原則」における具体的内容は、「親

会社説」に基づく会計処理ばかりではなく、「経済的単一体説」に基づく会計処理（たとえば、連結の範囲決定における支配力基準、資本連結時における全面時価評価法の選択適用）も導入されている。つまり、「平成9年連結原則」は、「親会社説」と「経済的単一体説」が混在した連結会計基準であった。

IV 「基準22号」の特徴 —経済的単一体概念の全面的導入化—

1. 「2008年基準」の特徴

「平成9年連結原則」では国際的な動向を考慮し、「全面時価評価法」も併せて認められていたが、「平成9年連結原則」の公表後、「部分時価評価法」の採用はわずかであること、また、子会社株式を現金以外の対価（たとえば、自社の株式）で取得する取引を対象としていた「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日企業会計審議会公表）では「全面時価評価法」が前提とされたこととの整合性の観点から、「2008年基準」では、「全面時価評価法」のみが採用されることになった（「2008年基準」20項）。「少数株主持分」は、「平成9年連結原則」では負債と資本の中間項目として表示されていたが、「2008年基準」では、純資産の部に計上されることになった。なお、投資と資本の相殺消去から生じた消去差額は、「平成9年連結原則」では「連結調整勘定」と呼ばれていたが、「2008年基準」（31項）では、「企業結合に係る会計基準」に従って「のれん」に改められた。

2001年7月に発足したASBJが、2007年8月に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下、IASBという）との間で締結した「東京合意」の短期コンバージェンス対象となった企業結合会計と連結会計のために、企業会計審議会より2003年10月に公表されていた「企業結合に係る会計基準」および「平成9年連結原則」を廃棄し、2008年12月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下、「基準21号」と略す）および「2008年基準」を公表し、IFRS3（2008年改訂）とIAS27（2008年改訂）のコンバージェンスを図るために、非支配持分投資額を「支配

獲得時の時価で再測定する方法」を採用するに至った。

連結貸借対照表を作成するに際しては、子会社の資産・負債（取得純資産）を支配獲得時の時価により評価する「全面時価評価法」が採用される（「2008年基準」20項）。IFRS3（2008年改訂）（para.BC203）の見解によれば、取得純資産を支配獲得時の公正価値で再測定すれば、取得純資産の経済価値および企業結合（支配獲得）の結果として生じる取得企業の経済環境を忠実に表現でき、財務諸表利用者に対して取得純資産の現金生成能力および経営者の会計責任をより良く評価させることができる。

前述したように、「平成9年連結原則」（第四・四）では、時価により評価する子会社の資産・負債の範囲を親会社の持分に相当する部分に限定する「部分時価評価法」との選択適用が容認されていたが、「2008年基準」では「全面時価評価法」のみの適用が強制されることになった。

また、連結会計における子会社株式の取得による支配を含め、ある企業が他の企業に対する支配を獲得することを「取得」と呼ぶが、この取得が複数回の取引によって達成されることを「段階取得」（step acquisition）という（IFRS3（2008改訂）para.41）。段階取得に関する会計処理の論点として、(1) 持分投資額として (a) 個々の投資取引ごとの取得原価の合計額で算定するのか、(b) 支配獲得時の時価で再測定するのかという課題、(2) 支配獲得時の時価で持分投資額を算定した場合、個々の投資取引ごとの原価の合計額と支配獲得時の時価との差額（以下、「再測定差額」という）をどのように処理するのかという課題が存在する。

IFRS3（2004）（paras.58～60）では、支配を獲得するに至った「個々の投資取引における投資原価の合計」をもって「企業結合の取得原価」（cost of the business combination）としていたが、IFRS3（2008改訂）（para.42）の規定では、取得企業が被取得企業に対する支配を獲得するまでの「非支配持分投資額」（non-controlling equity investment）は、支配獲得日における公正価値（fair value）で再測定されなければならないこととなった（菊谷〔2011〕103頁）。

わが国の「平成9年連結原則」では、IFRS3(2004)と同様に、段階取得における持分投資額として「個々の投資取引における投資原価の合計額」を採用していたが、「2008年基準」では、IFRS3(2008改訂)とのコンバージェンスを図るために「支配獲得時の時価」を採用することとなった。そして、親会社となる企業の連結財務諸表において、支配獲得日における時価と支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、当期の「段階取得に係る損益⁽⁴⁾」(特別損益)として処理される(「2008年基準」62項、「適用指針10号」305-2項)。

このような会計処理は、他の企業の「支配」を獲得するという事実が、株式の単なる追加的取得とは大きく異なるものであるため、被取得企業(子会社)の取得原価は、過去から所有している株式の原価の合計額ではなく、当該企業を取得するために必要な額とすべきであるという見方によるものである。つまり、取得に相当する企業結合が行われたとき、支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態または本質が変わったものとみなし、その時点で投資が清算され、改めて再投資が行われたと考えられるのである(「2008年基準」89項)。

なお、支配獲得後に子会社株式を追加取得した場合、段階取得と同様に、持分投資の測定方法と「再測定差額」の会計処理が問題となる。子会社株式の追加取得により、子会社の資本に対する親会社の持分は増加し、少数株主持分は減少するが、「追加取得」により増加した親会社の「追加取得持分」を追加投資額と相殺消去することになる。その場合、(1)追加取得による持分投資の測定として(a)投資原価の合計額とするのか、(b)追加取得時の時価で再測定するのかという課題、(2)追加取得で生じた「再測定差額」を(c)損益計上処理するのか、(d)純資産計上処理するのかという課題が内在する。「2008年基準」では、(1)には(b)、(2)には(c)を採用した。

子会社株式を追加取得した場合、子会社の資本に対する親会社の持分は増加し、少数株主持分は減少するので、追加取得した株式に対応する部分は少数株主持分から減額され、追加取得

により増加した親会社の追加取得持分は追加投資額と相殺される。その場合、「2008年基準」(28項)では、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、のれん(または負ののれん)として処理されていた。

支配獲得後の持分変動に関する取引としては、子会社株式の追加取得のほかに、子会社株式の一部売却や子会社の時価発行増資が挙げられる。子会社株式の一部売却を行っても親会社と子会社の支配従属関係が継続しているときは、当該子会社の個別財務諸表は連結され続ける。ただし、子会社の資本に対する親会社の持分は減少し、少数株主持分は増加する。この場合、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、少数株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額(以下、「売却持分」という)と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理し、売却に伴うのれんの償却額についても同様に処理されていた(「2008年基準」29項)。

なお、売却持分と増額する少数株主持分については、親会社の持分のうち売却した株式に対応する部分として計算され、子会社株式の売却損益の修正として処理するのれんの償却額は、のれんの未償却額のうち売却した株式に対応する部分として計算される(「2008年基準」注9・1)。

子会社株式を一部売却し、もはや親会社と子会社の支配従属関係が継続していない場合には、連結財務諸表から当該子会社の資産・負債・純資産・収益・費用を除外しなければならない。ただし、支配従属関係が継続していないとしても、依然として他の会社の財務・営業または事業の方針の決定に対して「重要な影響」を与えることができる場合には、当該他の会社は「関連会社」とみなされ、連結会計上、「持分法」を適用しなければならない。また、有効な支配従属関係が存在しないばかりか、財務・営業または事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができなくなると、被投資会社はもはや子会社および関連会社に該当しなくなる。この場合には、連結貸借対照表上、残存する当該被投資会社に対する投資額は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価することになる

(「2008年基準」29項)。したがって、連結貸借対照表から当該被投資会社の貸借対照表項目を除外し、有価証券の売却損益を修正する必要がある。

また、子会社の時価発行増資に際して、親会社が「従来の持分比率」を維持する新株を引き受けた場合には、親会社の持分比率は変動せず、時価発行増資によって増加した子会社の純資産のうち親会社持分と親会社の追加投資額は一致するので、のれんも生じない。この場合には、親会社の新株取得額(子会社株式の増加額)と子会社の増加資本の相殺消去を行えばよい。しかし、親会社が「従来の持分比率」を上回るかまたは下回る新株を引き受けた場合には、親会社の持分比率が変動する。

親会社の持分比率が増減する場合には、従来の持分比率で新株を引き受けた後に、追加取得または一部売却を行ったとみなされる。持分比率が増加する場合、実際引受額のうち、親会社の従来の持分比率で引き受けたとみなされる金額を超える「みなし追加取得持分」と「少数株主持分減少額」(すなわち「親会社持分増加額」)との差額は、「のれん」として処理される。また、持分比率が減少する場合、実際引受額と親会社の従来の持分比率で引き受けたとみなされる金額との差額が「みなし一部売却持分(みなし売却価額)」であり、それと少数株主持分増加額との差額は「持分変動損益」として処理される。なお、親会社の持分比率が下がっても、新株の発行価額が増資前の1株あたり純資産額と一致する場合には、親会社の持分増加額は親会社の払込額と一致している。

つまり、子会社の時価発行増資等において、親会社の引受割合が従来の持分比率と異なり、かつ、発行価格が従来の1株あたり純資産額と異なる場合には、親会社の払込額と当該増資等による親会社の持分の増減額との間に差額が生じる。この差額は当該増資等に伴う持分比率の変化によって、親会社の持分の一部が少数株主に、または少数株主持分の一部が親会社の持分に振り替わることから生じるものである。これらの子会社の時価発行増資等に伴い、親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に差額が

生じた場合には、当該差額を損益として処理することになっていた(「2008年基準」30項)。

また、未実現損益の消去に関して、「2008年基準」(36項および38項)は、ダウン・ストリームにおける未実現損益の消去法として「全額消去・親会社負担方式」を採用し、アップ・ストリームにおける未実現損益の消去法として、「全額消去・持分比率負担方式」を採用している。これらの取扱いについては、「平成9年連結原則」での規定から変化が見られない。

2. 「2013年基準」の特徴

「2008年基準」は「2013年基準」により大幅に修正され、それまで使用されてきた「少数株主持分」は「非支配株主持分」、「少数株主損益」は「非支配株主に帰属する当期純利益」、「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「少数株主損益調整前当期純利益」は「当期純利益」に改称されるとともに、子会社株式の追加取得・一部売却および子会社の時価発行増資等に伴う持分変動額の会計方針について、抜本的改正が行われた。

支配獲得後における持分変動差額の会計処理として、理論的には、(a) 損益計上処理、(b) 利益剰余金計上処理、(c) その他の包括利益計上処理、(d) 資本剰余金計上処理が考えられる。「2008年基準」では、(a) 損益計上処理が基準化されていたのに対し、「2013年基準」では、会計基準の国際的コンバージェンスを達成するために、2011年5月にIAS27(2008改訂)「連結財務諸表および個別財務諸表」を差し替えてIAS27(2011改訂)「個別財務諸表」と改称・改訂した上で、新規に分離・公表されたIFRS10「連結財務諸表」(International Financial Reporting Standard 10 Consolidated Financial Statements:以下、IFRS10と略す)と同様に、(d) 資本剰余金計上処理に変更された。たとえば、子会社株式を追加取得した場合には、親会社の持分変動による差額はのれんに計上し(その後償却し)、損益に計上していたが、「資本取引」とみなされることになった。

「2008年基準」(28項)における規定「追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、

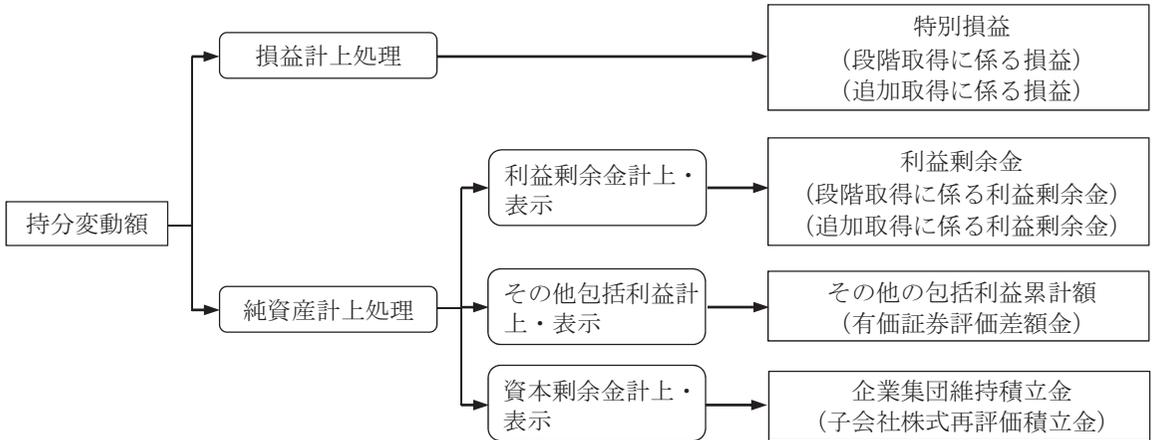


図1 持分変動額の会計処理法と表示項目・勘定科目
出所：菊谷〔2011〕29頁一部修正

のれん（又は負ののれん）として処理する」は、「2013年基準」（28項）では「追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、資本剰余金とする」に変更となった。IFRS10 (paras.53 and BCZ168) によれば、親会社の所有持分変動額 (changes in a parent's ownership interests) は、資本取引 (equity transactions) とみなされていた。つまり、子会社株式の追加取得は、企業集団にとっての株主 (非支配株主) 対価を支払って、払込資本を減少させる取引とみなすことができる。

改正前の「2008年基準」では、子会社株式の追加取得時に「のれん」を計上するので、結果として（償却を通じて）少数株主との取引は純利益に影響を与える「損益取引」とみなされていた。それに対して、改正された「2013年基準」によれば、非支配株主との取引から生じる親会社の持分変動差額は「資本剰余金」の修正として処理され、「資本取引」とみなされている。「2013年基準」に影響を与えた IFRS10 (para.B96) が主張するように、非支配株主持分 (non-controlling interest)⁽⁵⁾ により所有されている持分割合が変動した場合には、支配株主持分と非支配株主持分に応じて帳簿価額 (carrying amounts) は修正されるが、非支配株主持分の帳簿価額と支払対価の公正価値の差額は持分に認識される。すなわち、資本取引とし

て処理され、当該変動からの利得・損失 (gain or loss from these changes) は損益計算書には認識してはならない (IFRS10, para.BCZ168)。

つまり、追加投資に伴い親会社の持分が増加した場合の親会社の持分変動差額は、企業集団企業内における資本主間で行われた資本取引とみなされるので、親会社・子会社から構成されている連結事業体（企業集団）を経済的に維持する「企業集団維持積立金」として捉えるべきであり、連結上の損益に計上してはならない (菊谷〔2011〕28～29頁)。

「2013年基準」は、「2008年基準」と比較すれば、「経済的単一体説」に基づく会計処理を全面的に導入し、大幅に修正している。

V 残された課題 —むすびに代えて—

1. のれんの会計処理

わが国の「昭和50年連結原則」は、基本的には、企業集団における資本主を親会社株主に限定し、子会社株主（少数株主）を外務者とみなす「親会社概念」に基づいていたので、連結範囲の判定基準に「持株基準」が採用され、「少数株主持分」は負債の部に表示されていた。「昭和50年連結原則」を抜本的に修正した「平成9年連結原則」は、子会社の判定基準として「持株基準」から「支配力基準」に変更し、「少数

株主持分」を負債の部と資本の部（現在、純資産の部）の中間項目として表示した。支配獲得時の資本連結には、親会社概念に基づく「部分時価評価法」と経済的単一体説に基づく「全面時価評価法」の選択適用が認められている。このように、「昭和 50 年連結原則」では親会社説による会計処理、「平成 9 年連結原則」では親会社説と経済的単一体説の混合による会計処理が採用されていた。

表 2 は、「昭和 50 年連結原則」、「平成 9 年連結原則」および「基準 22 号」（「2008 年基準」と「2013 年基準」）における会計処理の変遷・相違点を示しているが、「基準 22 号」は経済的単一体説を全面的に導入したとはいえ、のれんの性格に関して「買入のれん説」を採っている。米国の FASB の SFAS141 が「全部のれん計上処理」の強制適用に変更したのに対し、わが国の「基準 22 号」は「買入のれん計上処理」のままに止まっている。

2002 年 10 月に締結した「ノーワーク合意」に基づいて IASB と FASB は企業結合会計・連結会計に関する共同プロジェクトを設置し、そ

の成果を 2005 年 6 月 30 日にそれぞれの基準設定主体から公表している。IASB と FASB は初めて、企業結合会計に係る共同草案（IASB / FASB 公開草案と通称されている）として、「IFRS3 企業結合に対する改訂案の公開草案」（Exposure Draft of Proposed Amendments to IFRS 3 Business Combinations; 以下、「IFRS3 改訂草案」という）および「公開草案 財務会計基準書案 企業結合 - FASB 基準書第 141 号の差替え」（Exposure Draft : Proposed Statement of Financial Accounting Standards Business Combinations a replacement of FASB Statement No.141）を共同提案した。

「IFRS3 改訂草案」（すなわち IASB / FASB 公開草案）は、徹底的に「経済的単一体説」と一致する会計処理を提案した。たとえば、識別可能純資産に基づき認識された「のれん」の額を非支配株主持分に按分する。取得企業が被取得企業の持分のすべてを取得しなかった場合にも、非支配持分に相当する部分を含む公正価値で「のれん」が認識されている（「IFRS3 改訂草案」para.58 (c)）。これは、「全部のれん」に

表 2 各基準における会計処理の変容

会計処理事項		基準名			
		「昭和 50 年連結原則」	「平成 9 年連結原則」	「2008 年基準」	「2013 年基準」
連結範囲の決定基準		持株基準	支配力基準	支配力基準	支配力基準
非支配株主持分の表示区分		負債	負債と資本の中間項目	純資産	純資産
資本連結の方法		原則として部分時価評価法の適用	部分時価評価法と全面時価評価法の選択適用	全面時価評価法	全面時価評価法
未実現損益の消去法	ダウン・ストリーム	親会社持分相当額消去方式	全額消去・親会社負担方式	全額消去・親会社負担方式	全額消去・親会社負担方式
	アップ・ストリーム	親会社持分相当額消去方式	全額消去・持分比率負担方式 または 親会社持分相当額消去方式	全額消去・持分比率負担方式	全額消去・持分比率負担方式
のれんの性格		買入のれん	買入のれん	買入のれん	買入のれん
支配獲得後の持分変動		損益取引	損益取引	損益取引	資本取引
税効果会計の適用		任意適用 (繰延法採用)	強制適用 (資産負債法採用)	強制適用 (資産負債法採用)	強制適用 (資産負債法採用)

基づく会計処理を要求していることにほかならない。全部のれんの計上では、子会社の識別不能資産・負債を含めて、子会社自体の公正価値評価が要求され、そのため非支配株主持分に帰属する公正価値にもれんが付随するとする全部のれんに基づく処理が正当化されている。これは経済的単一体説の考え方に基づく（向〔2007〕101頁）。米国のSFAS141は「全部のれん計上処理」を強制適用したのに対し、IASBのIFRS3（2008年改訂）では、「全部のれん計上処理」と「買入れのれん計上処理」の選択適用に止まっている。

支配獲得時における被取得企業全体の公正価値と識別可能純資産の公正価値との差額として全部のれんを計上する方式では、取得の対価、識別可能資産・負債、のれんの測定時点（支配獲得時点）がすべて一致するが、「全部のれん方式」の問題点として、非支配株主持分に対する自己創設のれん（internally generated goodwill）の計上、全部のれんの測定の信頼性に疑問があることなどが指摘されている（萩原〔2007〕99～100頁）。わが国の「基準21号」は、「買入れのれん計上処理」を墨守するに止まった。「経済的単一体説」の全面的導入には、「全部のれん計上処理」の採用が要請される。

なお、資産として計上されたのれんの会計処理についても課題がある。IFRS3（2008改訂）では、資産計上された「のれん」は、減損テストを行い、減損損失の累計額を控除した金額で再測定される。つまり、米国のSFAS142と同様に、資産計上・減損テスト法のみを採用している。これに対し、IAS22（1998改訂）の影響を受けて作成されたわが国の「企業結合に係る会計基準」（三・2・（4））では、原則として「規則的償却法」を採用した。「基準21号」（105項）も「規則的償却法」の長所を認め、20年以内に定額法その他の合理的な方法によって「のれん」を規則的に償却する「規則的償却法」が採択されている。のれんを資産として計上する点ではIFRS3（2008改訂）と同じであるが、のれん計上後の会計処理は大きく乖離している。

IFRS3はのれんの会計処理として減損テスト法を強制適用しているが、実証研究においても、

(1) のれんは減価し、(2) 平均的消滅期間は5年程度であると推測でき、「規則的償却法」による利益情報が会計情報の価値を高めている（大日方〔2012〕358～359頁および336頁）。当期純利益を減ずる（つまり、役員報酬を減らす）「規則的償却法」ではなく「減損処理」（非償却）が米国産業界の要望（圧力）により規定されているようであるが、あまりに産業界のエゴ・政治的判断に汚染されたIFRS3は見直すべきである。2015年6月30日にASBJが公表した「修正国際基準第1号」（4項、17～19項）は、のれんの償却を要求し、償却年数の上限を20年としている。

2. 段階取得の会計処理

段階取得に関する会計処理の論点として、(1) 持分投資額として「個々の投資取引ごとの取得原価の合計額」と「支配獲得時の時価」のいずれを採用するのかという課題、(2) 支配獲得時の時価で持分投資額を算定した場合における個々の投資取引ごとの原価の合計額と支配獲得時の時価との差額である「再測定差額」をどのように処理するのかという課題が存在していた。

現行の「2013年基準」では、段階取得における持分投資額としては、「支配獲得時の時価」が採用され、「再測定差額」は「段階取得に係る損益」として処理されている。このような処理は、追加投資に伴い親会社の持分が増加した場合の変動を、親会社と外部者との間で行われた損益取引であるとみなしていることになる。「再測定差額」を損益として処理する方法は、企業集団における資本主を親会社株主に限定し、子会社株主（少数株主）を外部者とみなすので、「親会社説」と整合的である（菊谷〔2011〕109頁）。

段階取得による支配の獲得は、支配獲得日における時価による「投資の清算」と「再投資」という取引の擬制を行うことにより、「清算の擬制」が「認識の中止」の要件のうち「資産の譲渡」に該当するものと解釈できるかもしれない。しかも、非支配持分投資を「売買目的有価証券」と同一視するならば、公正価値への再測定から生じた再測定差額は損益として認識され

るであろう。支配獲得時にその認識が中止された時に、当該差額は有価証券売却損益（段階取得に係る損益）として計上されることになる。

しかし、非支配持分投資に関する株価の変動は、経営者がコントロールできない外部的経済事象（不可抗力的・非反復的・臨時的的外部事象）から生じるので、再測定時（支配獲得時）において「経済的事象」として認識されるべきである（菊谷〔2002〕148頁）。

IFRS3（2008改訂）（para.BC338）によれば、支配獲得日における公正価値測定に伴って生じた経済的事象（経済的利得・損失）を「損益」ではなく「その他の包括利益」として計上すべきであるという見解も支持されている。この見解では、取得企業が支配獲得前に保有していた非支配持分投資に係る会計処理は「売却可能有価証券」（その他有価証券）の会計処理に類似しており、段階取得における各段階は、取得企業が被取得企業の株式を追加購入するに過ぎないとみなされる。

過去に購入した非支配持分投資は交換・売却譲渡されたわけではないため、再測定に伴って生じた再測定差額も「その他の包括利益」として純資産に計上処理されるべきであり、「損益計上処理」は適切ではない。すなわち、再測定差額は、損益計算書ではなく、貸借対照表の純資産の部に計上されるべきである。

また、非支配持分投資が支配持分投資に変化した（支配獲得した）時点で、少数株主も親会社株主と同様に企業集団への資金提供者として同等に扱われるべきであり、支配獲得時における株式取得取引は（少数株主と親会社株主からなる）企業集団における内部の資本取引である。「再測定差額」は企業集団内の内部損益ともみなすことができ、内部損益は計上すべきではない。

ただし、「再測定差額」は、当該株式の購入取引時における取得原価と時点を異にする再評価時における公正価値との差額であり、単に「再評価差額」に過ぎない。したがって、企業集団内において維持・拘束すべき資本剰余金（たとえば、子会社株式再評価積立金）として計上・表示されるべきである（菊谷〔2011〕111～112頁）。

3. 支配獲得後における持分変動額の会計処理

さらに、理論的課題として、追加取得時における子会社の純資産額と持分投資額（過去の非支配持分投資額も含む）の計算が挙げられる。同じ投資でありながら、支配獲得時には資産・負債（たとえば土地）を時価で再評価するのに対し、追加取得時には取得純資産（資産・負債）の再評価は行われていない。追加取得に際しては、支配獲得時における純資産の時価（すなわち、追加取得時点では過去の帳簿価額）を引き継ぎ、追加取得時点における純資産の時価に再評価されない。追加取得時における子会社の純資産の経済価値を反映せず、純資産に関して現実的な表現（realistic representation）を付与しているとは言い難い。

また、支配獲得後には、「個々の投資取引ごとの原価を単純合計する方法」が利用され、「追加取得時の時価で再測定する方法」は採用されていない。複数回で購入した株式における複数の取得原価の単純合計額は、追加取得時点における株価（時価）を反映しない。子会社は、親会社（投資会社）の支配の下に、実質的に連結事業体に組み込まれた事業単位であり、個別会計上、「子会社株式」は支配目的保有の株式であり、時価の上昇を期待して保有するものではないので、土地等の有形固定資産への「事業投資」と同様に、時価の変動を財務活動の成果として捉えないという考え方に基づいて、取得原価で評価されている。

つまり、支配獲得後における持分投資の再測定は、支配獲得時における持分投資の再測定とは異なっている。同じ持分投資でありながら、支配獲得時と支配獲得後で会計処理が相違するのは論理的整合性に欠けると言わざるを得ない。親会社と子会社から構成されている企業集団（連結事業体）の連結会計上の観点からではなく、親会社（投資会社）の個別会計上の観点から、「子会社株式」は事業投資と同一視されている。

同質的価値ではない複数の取得原価によって測定・連結された財務数値よりも、再測定時における現在の価格（時価）で画一的に再測定・

連結された財務数値の方が、現在における利害関係者（とりわけ、親会社の株主・経営者）のためにはより目的適合的であり、有用であると思われる（菊谷〔1997〕172頁）。したがって、「持分投資を時価で再測定し、子会社の資産・負債を時価で再測定する方法」（「再測定・資本剰余金計上処理」という）が理論的に採択されるべきである。

追加取得の会計処理に関する論点としては、(1) 追加取得持分と追加投資額との間に生じた持分投資差額をどのように会計処理するのかという問題、(2) 子会社株式の追加取得時に持分投資を時価に再測定するのかという問題、(3) 追加取得時に子会社の取得純資産を時価に再評価するのかという問題が挙げられていた。

上記(1)に関しては、「2008年基準」までは「損益計上処理」（厳密に言えば、資産計上・償却処理）が採られていたが、「2013年基準」では、「資本剰余金計上処理」に変更され、画期的な修正が加えられた。前述したように、親会社の持分が増加した場合の持分変動額は、企業集団企業間で行われた資本取引であり、資本剰余金として処理されるべきである。

追加投資に伴い親会社の持分が増加した場合の変動は、資本主間で行われた資本取引とみなされ、「再測定差額」を企業集団内部における資本剰余金（または利益剰余金）として処理する方法は、親会社株主も子会社株主（少数株主）も同様に企業集団に対する資金提供者（資本主）として同等に取り扱う「経済的単一体説」と整合的である。

ただし、支配獲得時には「全面時価評価法」が適用され、取得純資産（子会社の資産・負債）は時価で再評価されるのに対し、追加取得時には取得純資産の再評価は行われていない。この方法によると、取得純資産の時価を反映する時点が支配獲得日であるため、追加投資額の測定時点と一致していない。両者を一致させて問題点を解決するためには、追加取得日において取得純資産の再評価（revaluation）を行う必要がある（菊谷〔2014〕19頁）。

また、段階取得の場合、支配獲得時に非支配持分投資が時価で再測定されていたが、追加投

資の場合には、追加投資ごとの時価で再測定されていない。支配獲得後では、「個々の取引ごとの原価を単純合計する方法」が採用され、追加取得時の時価（株価）による再測定は行われていない。子会社の取得純資産とそれに対する持分投資の測定日に整合性を担保するためには、支配獲得時と同様に追加取得時においても、追加取得日の時価と株価を基礎として再評価・再測定されるべきである。すなわち、追加取得時の「全面時価評価法」と「持分投資の再測定法」の併用（「再測定・資本剰余金計上処理」）が強く推奨される（菊谷〔2014〕21頁、菊谷〔2016〕199頁）。

4. 非支配株主持分の表示区分

既述のように、「2013年基準」では、「少数株主損益」は「非支配株主に帰属する当期純利益」、「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「少数株主損益調整前当期純利益」は「当期純利益」にそれぞれ改称された。この名称の変更によって、連結損益計算書と連結包括利益計算書の様式がどのように変化したのかを示すと、表3のようになる。

表3から解明できるように、従来の当期純利益と「2013年基準」による当期純利益は同じ名称であっても、非支配株主（少数株主）に帰属する当期純利益（非支配株主損益）をその内訳項目とするか否かが異なり、その概念が変化している。

「2013年基準」以前において、わが国の「財務会計の概念フレームワーク」（以下、「フレームワーク」と略す）では、当期純利益を重視して、これを生み出す投資の正味ストックとしての株主資本を純資産の内訳として定義し、結果として、純資産には株主資本に属さない部分（株主資本以外の各項目；連結貸借対照表であれば、その他の包括利益累計額、新株予約権、少数株主持分）が含まれていた（「フレームワーク」第三章18項および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」7項）。また、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額を「包括利益」として、純利益とは相互に独立して定義しており（「フレーム

表3 2013年基準公表による連結損益計算書および連結包括利益計算書の変化

2013年基準以前		2013年基準	
<連結損益計算書>		<連結損益計算書>	
売上高	10,000	売上高	10,000
：	：	：	：
税金等調整前当期純利益	2,200	税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900	法人税等	900
少数株主損益調整前当期純利益	1,300	当期純利益	1,300
少数株主損益	300	非支配株主に帰属する当期純利益	300
当期純利益	1,000	親会社株主に帰属する当期純利益	1,000
<連結包括利益計算書>		<連結包括利益計算書>	
少数株主損益調整前当期純利益	1,300	当期純利益	1,300
その他の包括利益：		その他の包括利益：	
その他有価証券評価差額金	530	その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300	繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	△130	為替換算調整勘定	△130
その他の包括利益合計	700	その他の包括利益合計	700
包括利益	2,000	包括利益	2,000
(内 訳)		(内 訳)	
親会社株主に帰属する包括利益	1,600	親会社株主に帰属する包括利益	1,600
少数株主に帰属する包括利益	400	非支配株主に帰属する包括利益	400

ワーク」第三章8項および「基準25号」4項)、その結果、資本と利益の関係を考えるならば、「株主資本と当期純利益」および「純資産と包括利益」という関係性ができあがっていた。

「2013年基準」の公表によって、当期純利益に非支配株主に帰属する部分が含まれることになったものの、それを生み出す投資額である株主資本には非支配株主持分が含まれず、株主資本以外の純資産の内訳として表示され続けている。

しかし、支配獲得後における持分変動取引を企業集団企業内で行われた資本取引として処理することになったことから分かるように、親会社株主も子会社株主（少数株主）も同様に企業集団に対する資金提供者（資本主）として同等に取り扱われている。そうであるならば、連結貸借対照表の純資産の部において、非支配株主の持分も、資本（株主資本）の一部⁽⁶⁾として表示することが、連結会計における他の会計処理と理論的整合性をもった表示方法であると考えられる。

【注】

(1) 山陽特殊製鋼事件では、架空売上・架空売掛金の計上、架空売掛金を前受金（負債）と相殺することによる負債過少計上、製造原価・販管費・営業外費用等の経費の圧縮が昭和33年（1958年）から昭和39年（1964年）までの7年14期にわたって行われていた。姫路市の会社であり、軸受鋼・合金鋼・炭素鋼等を製造していた特殊鋼業界の大手メーカーであった山陽特殊製鋼は、昭和40年（1965年）3月に不渡手形を出し、神戸地方裁判所に会社更生法の申請を行い、倒産に至った。なお、同社の監査人であった公認会計士は、粉飾決算を知らながら適正意見を表明していたため、昭和33年3月から昭和39年9月を虚偽証明期間とし、昭和40年9月4日付で公認会計士の登録抹消の懲戒処分を受けた（阿部〔2015〕17～19頁）。昭和40年3月に大蔵大臣から諮問を受けた企業会計審議会は、監査の実質強化を図るために同年9月に「監査実施準則」を全面的に改訂した。たとえば、棚卸資産の実地棚卸の立

会、売掛金残高の確認、実質的支配従属関係会社に対する監査等が新規に導入されている(小宮山 [2016]33頁)。

- (2) 1989年4月に公表されたIAS27 (1989) (para.33)は、少数株主持分 (minority interests) を負債と親会社株主持分 (liabilities and the parent shareholders' equity) とは別個に表示していた。「平成9年連結原則」は、当時の基準であったIAS27をモデルに作成されているので、少数株主持分を負債と資本の中間項目として表示している。
- (3) 未実現損益の消去に関して、減価償却資産に含まれる未実現損益の消去に伴う減価償却費の修正計算方法として、「平成9年連結原則」以前には、(a) 每期修正する方法のほかに、(b) 固定資産の除却時または連結会社以外の会社への売却時に一括して修正する方法が認められていたが、「平成9年連結原則」では、(a) 法に統一された(「2008年基準」69項)。また、連結会社間において棚卸資産を時価で売買することにより生じる内部損失について、「平成9年連結原則」以前には、消去する方法と消去しない方法の双方を認めていたが、「平成9年連結原則」では、売手の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分については消去しないこととなった(「2008年基準」70項)。
- (4) 「段階取得に係る損益」という勘定科目名の妥当性について、今日の会計では一般的に資産等の取得時には損益を認識しないことが原則となっている(ただし、資産を贈与または無償で取得する場合を除く)にもかかわらず、「(段階)取得に係る損益」との文言が使用されており、あたかも「取得」によって損益が発生したかのような誤解を与えかねない。段階取得による支配獲得によって損益が発生しているのは、支配獲得時に、子会社となる企業への投資がいったん清算され改めて再投資されていると考えることにあった。確かに、売買目的有価証券であれば、子会社株式になる段階で、投資の目的・回収方法が変化しているため、投資の清算が仮定されることに異論はないが、その他有価証券や関連会社株式から子会社株式へと変更がなされる場合、連結会計の

資本連結手続において初めて損益が計上されるため、投資の清算と再投資が仮定されることには疑問が残る。「支配獲得」によって損益が発生することを重視するならば、「段階取得に係る損益」に代えて、「支配獲得時評価損益」という勘定科目を利用することが提案される(吉田 [2010]173~174頁)。

- (5) 非支配株主持分 (non-controlling interest) とは、親会社に直接的または間接的に帰属しない子会社における持分 (equity in subsidiary) である (IFRS10, Appendix A)。2008年におけるIAS27の改訂の際に「少数株主持分」 (minority interest) は「非支配株主持分」に名称変更された (IFRS10, para.BCZ155)。「支配力基準」を採用する場合には、親会社が必ずしも過半数の議決権を所有しているとは限らず、親会社以外の株主が過半数を占める可能性がある。すなわち、親会社 (支配株主) 以外の株主 (従来の「少数株主」) は少数の株主にはあたらないので、支配していない株主の持分、「非支配株主持分」という勘定科目・表示科目を使用する方が適切である(菊谷 [2010]162頁)。
- (6) IFRSにおいて、財政状態計算書の持分は、親会社の所有者に帰属する持分と非支配株主持分に区分され、それぞれに帰属する繰越利益の累計額とOCI累計額の合計が含まれる。ただし、向 [2015](11頁)の見解によれば、IASBとわが国とでは、資本の範囲や財務業績指標として最も目的適合的と考えられる利益が相違している。

【参考文献】

- 阿部光成 [2015] 「山陽特殊鋼事件」『企業会計』第67巻第10号。
- Financial Accounting Standards Board [1995] Exposure Draft No.154 Proposed Statement of Financial Accounting Standards Consolidated Statements: Policy and Procedures. ……「FASB 公開草案」
- Financial Accounting Standards Board [2001] Statement of Financial Accounting Standards No.141 Business Combinations. …… SFAS141
- Financial Accounting Standards Board [2001] Statement

of Financial Accounting Standards No.142 Goodwill and Other Intangible Assets. …… SFAS142

萩原正佳〔2007〕「企業結合・連結会計 - 日本基準と国際会計基準の差異」『企業会計』第 59 巻第 1 号。

稲垣富士男〔1999〕『連結財務諸表の基礎』中央経済社。

International Accounting Standards Board〔2004〕Basis for Conclusion IFRS3 Business Combinations.

International Accounting Standards Board〔2005〕Exposure Draft of Proposed Amendments to IFRS 3 Business Combinations. …… 「IFRS3 改訂草案」

International Accounting Standards Board〔2008〕International Financial Reporting Standard 3 (2008 revised) Business Combinations. … IFRS3 (2008 改訂)

International Accounting Standards Board〔2008〕International Accounting Standard 27 (2008 revised) Consolidated and Separate Financial Statements. …… IAS27 (2008 改訂)

International Accounting Standards Board〔2011〕International Financial Reporting Standard 10 Consolidated Financial Statements. …… IFRS10

International Accounting Standards Committee〔1976〕International Accounting Standard 3 Consolidated Financial Statements …… IAS3

International Accounting Standards Committee〔1989〕International Accounting Standard 27 Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries …… IAS27 (1989)

企業会計基準委員会〔2005〕「企業会計基準第 5 号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 …… 「基準 5 号」

企業会計基準委員会〔2005〕「企業会計基準第 6 号 株主資本等変動計算書に関する会計基準」 …… 「基準 6 号」

企業会計基準委員会〔2006〕「財務会計の概念フレームワーク」 …… 「フレームワーク」

企業会計基準委員会〔2008〕「企業会計基準第 21 号 企業結合に関する会計基準」 …… 「基準 21 号」

企業会計基準委員会〔2008〕「企業会計基準第 22 号 連結財務諸表に関する会計基準」 …… 「2008 年基準」

企業会計基準委員会〔2013〕「企業会計基準第 22 号

連結財務諸表に関する会計基準」 …… 「2013 年基準」

企業会計基準委員会〔2013〕「企業会計基準第 25 号 包括利益の表示に関する会計基準」 …… 「基準 25 号」

企業会計基準委員会〔2015〕「企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号 のれんの会計処理」 …… 「修正国際基準第 1 号」

企業会計審議会〔1975〕「連結財務諸表原則」 …… 「昭和 50 年連結原則」

企業会計審議会〔1975〕「連結財務諸表の制度化に関する意見書」 …… 「制度化意見書」

企業会計審議会〔1997〕「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」 …… 「制度見直し意見書」

企業会計審議会〔1997〕「連結財務諸表原則」 …… 「平成 9 年連結原則」

菊谷正人〔1997〕『多国籍企業会計論』創成社。

菊谷正人〔1999〕「連結の範囲に関する一考察—支配力基準の導入に際して—」『産業経理』第 59 巻第 1 号。

菊谷正人〔2000a〕「わが国における会計基準の国際的調和化」『ビジネス・インサイト』第 29 号。

菊谷正人〔2000b〕『多国籍企業会計論 (増補改訂版)』創成社。

菊谷正人〔2002〕『多国籍企業会計論 (三訂版)』創成社。

菊谷正人〔2010〕「『連結財務諸表に関する会計基準』における勘定科目」日本簿記学会・簿記実務研究部会『新会計基準における勘定科目の研究 最終報告書』

菊谷正人〔2011〕「段階取得の会計処理における問題点」『経営志林』第 48 巻第 1 号。

菊谷正人〔2014〕「段階取得と追加取得の会計処理における理論的整合性に関する一考察」『産業経理』第 74 巻第 2 号。

菊谷正人〔2016〕『国際会計の展開と展望』創成社。

菊谷正人=吉田智也〔2010〕『連結財務諸表要説 (改訂版)』同文館出版。

小宮山 賢〔2016〕「『単体』から『連結』へ」『企業会計』第 68 巻第 1 号。

向 伊知郎〔2007〕「経済的単一体説に基づいた連結財務報告制度の必要性」『会計・監査ジャーナル』第 19 巻第 2 号。

向 伊知郎〔2015〕「財務会計における資本と利益」『會計』第187巻第1号。

大日方 隆〔2012〕「整合性分析と実証研究」齋藤静樹先生古稀記念論文集編集委員会編『会計基準研究の原点』中央経済社。

吉田智也〔2010〕『連結財務諸表に関する会計基準』における勘定科目」日本簿記学会・簿記実務研究部会『新会計基準における勘定科目の研究 最終報告書』